

平成27年（行ウ）第429号 イラク戦争検証結果報告書不開示処分取消等請求事件

原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被告 国（処分行政庁 外務大臣）

準備書面 (1)

平成27年12月15日

東京地方裁判所民事第38部A2係 御中

被告指定代理人

- 田原 昭彦 (代)
- 星 庄一 ()
- 湯 峯 奈々子 ()
- 西 永 知 史 (代)
- 杉 浦 雅 俊 (代)
- 松 島 俊 (代)
- 屋 島 圭 介 (代)
- 今 西 淳 (代)
- 石 川 真 由 美 (代)
- 柳 田 勝 也 (代)

第1	本件訴訟に至る経緯	3
第2	情報公開法における行政文書の開示・不開示の枠組み、情報公開訴訟における審理及び司法審査の在り方	4
1	情報公開法における行政文書の開示・不開示の枠組み	4
2	情報公開訴訟における審理及び司法審査の在り方	5
第3	情報公開法5条各号該当性の審理・判断の在り方	11
1	情報公開法5条3号該当性の審理・判断の在り方	11
2	情報公開法5条5号該当性の審理・判断の在り方	14
第4	本件各文書の情報の内容	16
1	本件文書1の情報内容	16
2	本件文書2及び本件文書3の情報内容	16
3	本件文書4の情報内容	17
4	本件文書5及び本件文書6の情報内容	17
第5	今後の被告の主張方針について	17

被告は、本準備書面において、本件訴訟に至る経緯（後記第1）、情報公開法における行政文書の開示・不開示の枠組み、情報公開訴訟における審理及び司法審査の在り方（後記第2）、情報公開法5条各号該当性の審理・判断の在り方（後記第3）及び本件各文書の情報の内容（後記第4）について述べる。

なお、略語等は、本準備書面において新たに用いるほかは、従前の例による。

第1 本件訴訟に至る経緯

- 1 原告は、外務大臣に対し、平成27年1月12日付けで、情報公開法4条1項に基づき、「『対イラク武力行使に関する我が国の対応（検証結果）』報告書全文、検証実施のために用いられた文書、インタビューの記録」の開示請求をした（甲第1号証）。
- 2 外務大臣は、原告に対し、平成27年2月12日付けで、上記1の開示請求について、一部の文書につき全部又は一部を開示する旨の決定をするとともに、本件各文書を含むその余の文書の全部を不開示とする旨の決定をした（甲第3号証）。
- 3 原告は、外務大臣に対し、平成27年4月13日付けで、上記2の不開示決定のうち、外務省が使用する電信システムの内部の処理・管理に係る情報、公表慣行のない外務省職員の電話番号及び個人に関する情報に該当する部分を除く不開示に係る処分を取り消すとの決定を求める異議申立てをした。なお、上記異議申立てについては、異議申立書の添付書類に不備があったため、異議申立ての受付は保留された。
- 4 上記2の不開示決定に係る「行政文書の開示請求に係る決定について（通知）」（以下「本件開示決定等通知書」という。）添付の「不開示理由一覧」中、「不開示とした部分」欄の記載内容に欠落が存することが判明したため、外務大臣は、原告に対し、平成27年4月17日付けで、上記2の決定を取り消し、上記1の開示請求について、あらためて一部の文書につき全部又は一部を開示す

る旨の決定をするとともに、本件各文書を含むその余の文書の全部を不開示とする旨の決定をした（甲第2号証）。なお、当該決定は、本件開示決定等通知書の記載の不備を訂正したものであり、当該決定において不開示とした部分は、上記2の不開示決定における不開示とした部分と同様である。

- 5 原告は、外務大臣に対し、平成27年5月14日付けで、上記4の不開示決定のうち、外務省が使用する電信システムの内部の処理・管理に係る情報、公表慣行のない外務省職員の電話番号及び個人に関する情報に該当する部分を除く不開示に係る処分を取り消すとの決定を求める異議申立てをした（乙第1号証）。
- 6 原告は、平成27年7月16日付けで、本件訴訟を提起した。

第2 情報公開法における行政文書の開示・不開示の枠組み、情報公開訴訟における審理及び司法審査の在り方

1 情報公開法における行政文書の開示・不開示の枠組み

情報公開法5条柱書きは「行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と規定し、行政文書の開示義務を定めるとともに、同条各号に定める不開示情報が記録されている行政文書を開示すべき対象から除外している。

上記規定は、国民主権の理念にのっとり、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされることによる利益を確保する一方で、個人・法人等の権利、利益や国の安全、公共の利益等も適切に保護する必要があることから行政機関の保有する情報の公開の範囲を定めるに際しては、行政文書を開示することにより得られる利益と開示しないことにより得られる利益との均衡を保つ必要があるとの視点に立脚して制定されたものである。

この点、平成8年12月16日に内閣総理大臣の諮問機関である行政改革委員会が政府に対して行った「情報公開法制の確立に関する意見」の中でも、「行政機関の保有する情報の中には、開示することにより、私的な権利利益を害し、又は公共の利益を損なうおそれを生ずるものがある。すなわち、個人又は法人等の正当な利益、国の安全や公共の安全、行政事務の適正な遂行等の利益は、開示することにより損なわれてはならないものである。」と指摘されており、行政文書が開示されることによる利益と不開示情報が開示されないことによる利益は、いずれも国民の利益といえるとの前提の下に、それぞれが適切に保護されるよう両者間の調整が図られなければならないと説明されている（総務省行政管理局編「詳解 情報公開法」・行政改革委員会情報公開部会「情報公開法要綱案の考え方」（乙第2号証）三(2)・464及び465ページ）。

以上によれば、情報公開法は、5条各号の不開示情報に当たる情報については、開示されないことによる利益を保護すべきものと位置づけているものといえるから、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記載されているときは、行政機関の長は、開示請求者に対して当該情報を開示することを禁じられているものと解すべきである。

また、情報公開法5条各号は不開示とすべき情報を規定しているが、不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が同条各号の複数の不開示情報に該当する場合があります。また、例えば、ある個人に関する情報について、同条1号のただし書に該当するため同号の不開示情報には該当しない場合であっても、他の号の不開示情報に該当し不開示となることもあり得る。したがって、ある情報を開示する場合は、本条各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認する必要がある（前掲詳解情報公開法41ページ）。

2 情報公開訴訟における審理及び司法審査の在り方

情報公開訴訟は、法制度上及び事柄の性質上、その審理において、以下のと

おり、通常の取消訴訟と異なる特質があるといえるので、それに十分配慮した審理、司法審査が必要となるというべきである。

(1) 第1に、情報公開訴訟において、不開示とされた行政文書に情報公開法5条各号に該当する不開示情報が記録されているかという点に関しては、当然のことながら、訴訟上、当該行政文書に記載された個別具体的な文言が明らかにされることはないから、当該行政文書にどのような性質、種類の不開示情報が記録されているかについては、一般的抽象的な観点からの審理、判断とならざるを得ない。

すなわち、上記1で述べたとおり、情報公開法5条各号に該当する不開示情報は、開示が禁止されている情報である。そうすると、情報公開訴訟においても、対象文書である行政文書に記載された当該不開示情報をそれ自体として明かすことは禁じられているといえるから、不開示決定を行った被告は、不開示情報の具体的内容を明らかにしないまま、これを公にした場合に生ずる情報公開法5条各号所定の事由ないし支障を主張立証することが求められていることになる。

しかも、現行の情報公開法においては、裁判所が不開示決定に係る行政文書を見分する、いわゆるインカメラ審理の制度は採用されていない。そうすると、訴訟上も、被告からは、当該不開示決定に係る行政文書に記載されている具体的な内容から離れ、当該行政文書ないし当該不開示情報の類型的な特質に着目した主張、立証がされ、裁判所も、それらの主張、立証に基づき、当該行政文書上の個別具体的な記載内容そのものから離れた一般的類型的な判断として、換言すれば類型的な特質を踏まえた経験則に基づいて、不開示情報該当性を判断することが想定されている。

このように、情報公開訴訟においては、被告の主張に係る不開示情報を公にすることによりどのような支障が生ずるかについて、当該不開示決定に係る行政文書の具体的記載文言等が明らかにされることなく、そこにかなる

種類、性質の情報が記載されているかという一般的抽象的観点から主張立証がされ、かつ、裁判所もこれを経験則に基づき判断せざるを得ないという、他の取消訴訟とは大きく異なった特質を指摘することができる。

- (2) 第2に、主として情報公開法5条2号イ、3号ないし6号の不開示事由の該当性判断においては、開示請求者の開示請求に係る個別的事情、動機などにかかわらず、広く、不特定多数の者に対して公開されるという前提に立って、各号所定の「おそれ」が生ずるか否かという判断を行わなければならないという特質がある。

すなわち、情報公開法の定める開示請求の制度は、個人的具体的利益にかかわらず、何人も開示請求をすることができるというものであるから、情報公開訴訟も、開示請求者の個人的具体的利益の保護を図ることを目的とするものではないといえる。

また、情報公開法3条は、開示請求権の主体を「何人も」と規定しているため、個人、法人、権利能力なき社団の別や日本国籍の有無等を問わず、誰でも行政文書の開示請求を行うことが可能である。

さらに、同法は、上記のとおり、開示請求に際しての目的のいかんを問わないものであり、開示請求時に請求の目的を明示することも要しないため、請求者が、「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」という同法1条が規定する目的で請求しているかどうかを確認する手だては、法制度上予定され、あるいは担保されていない。

加えて、開示請求者の意図がいかなるものであったとしても、一旦開示された情報は、どのような経路でいかなる者の手に渡るとも限らないものである。そうすると、行政文書が開示された場合にどのような支障が生ずるかは、開示請求者という具体的特定人との関係ではなく、不特定かつ多数の者との関係で検討せざるを得ないのである。

このような観点から、行政機関の長としては、情報公開法が公開を禁じている不開示情報について、それが一般に公開された場合に生じ得る支障につき、あらゆる事態を想定し、あらゆる角度から検討を加えることは当然のことであって、単にそのような支障が生じる確率が高いことを直接証明する証拠が乏しいなどの理由で、そのような支障が生ずるとの主張は杞憂にすぎないとか、被告の主観的危惧にとどまるものであるなどと軽々に断じることは相当でない。

いかなる行政機関の長といえども、不特定かつ多様な人々の具体的利益状況を把握しているわけではないから、開示請求に係る行政文書を開示した場合に、不特定多数人との関係でいかなる支障が生ずるか、あるいは、その支障が生ずる確率がどの程度高いかを具体的、数量的に主張することは不可能であるし、そもそも、原告、被告を問わず、何人にもできるところではないのであって、情報公開法が、そのような主張、立証を被告に課しているとは解されない。しかも、いったん情報が開示されれば、それを開示されない状態に回復することは不可能なのであり、開示が禁止されている不開示情報が誤って開示されたときの弊害は、実に多大なものとなるのである。

したがって、情報公開訴訟では、ある情報を公にすると支障が生ずるかどうかが、いかなる支障が生ずるかの判断は、当該情報が不特定多数の人、団体に取得され、利用されることを想定した一般的、抽象的判断とならざるを得ないし、かつ、それをもって足りるというべきである。

- (3) 以上のように、情報公開訴訟の審理においては、①具体的記載文言を明らかにしないまま、当該不開示文書には、いかなる種類、性質の情報が記載されているか、②情報公開法5条2号イ、3号ないし6号の該当性判断においては、その種類、性質の情報が開示された場合に、不特定の多様な人々との間で、一般的に、どのような支障が生じるおそれがあるかがいずれも経験則に基づいて判断されることになるのである。

このような判断は、具体的な日時、特定の場所において、特定人との関係でいかなる具体的支障が生じ得る蓋然性がどの程度高いかなどという事実認定とは、全く質の異なる判断である。

むしろ、情報公開訴訟における審理及び判断は、類型的に見て、いかなる種類、性質の情報が記録されているかという事実認定に基づき、これを公にした場合、不特定の多様な人々との間で、一般的にはどのような支障が生じ得るおそれがあるかを、表面的な事実関係にのみ目を奪われて皮相的な観察をすることなく、幅の広い経験則に基づいて判断すべきものといえる。

(4) この点、最高裁判所も地方自治体の情報公開条例に関する事件に関してではあるが、同様の判断を示している。

すなわち、大阪府知事の交際費に関する最高裁判所平成6年1月27日第一小法廷判決(民集48巻1号53ページ)は、認定事実としては僅かに「本件においては、知事の交際事務のうち懇談については、歳出額現金出納簿に懇談の相手方と支出金額が逐一記録されており、また、債権者請求書等の中にも府の担当者によって懇談会の出席者の氏名がメモ書きの形で記録されているものがあることは前記のとおりであり、これ以外にも、一般人が通常入手し得る関連情報と照合することによって懇談の相手方が識別され得るようなものが含まれていることも当然に予想される。また、懇談以外の知事の交際については、歳出額現金出納簿及び支出証明書に交際の相手方や金額等が逐一記録されていることは前記のとおりである。」等の事実を認定したのみである。

その上で、同判決は、「相手方の氏名等の公表、披露が当然予想されているような場合等は別として、相手方を識別し得るような前記文書の公開によって相手方の氏名等が明らかにされることになれば、懇談については、相手方に不快、不信の感情を抱かせ、今後府の行うこの種の会合への出席を避けるなどの事態が生ずることも考えられ、また、一般に、交際費の支出の要

否、内容等は、府の相手方とのかかわり等をしん酌して個別に決定されるという性質を有するものであることから、不満や不快の念を抱く者が出るのが容易に予想される。そのような事態は、交際の相手方との間の信頼関係あるいは友好関係を損なうおそれがあり、交際それ自体の目的に反し、ひいては交際事務の目的が達成できなくなるおそれがあるというべきである。」とし、また、交際費の支出の要否やその内容等につき、「交際の相手方や内容等が逐一公開されることとなった場合には、知事においても前記のような事態が生ずることを懸念して、必要な交際費の支出を差し控え、あるいはその支出を画一的にすることを余儀なくされることも考えられ、知事の交際事務を適切に行うことに著しい支障を及ぼすおそれがあるといわなければならない。」と認定している。

このような判断手法は、被告が前述したところと軌を一にするものといえるのであって、ほかにも、大阪府知事の交際費に関する前掲最高裁判所平成6年1月27日第一小法廷判決の差戻後上告審である最高裁判所平成13年3月27日第三小法廷判決(民集55巻2号530ページ)、栃木県知事の交際費に関する最高裁判所平成6年1月27日第一小法廷判決(集民171号135ページ、判例時報1487号48ページ)においても同様の手法が用いられている。

- (5) 以上のとおり、情報公開訴訟において採用されるべき審理、判断の手法は、当該行政文書に典型的にいかなる情報が記載されているかという前提となる事実関係から、当該行政文書の不開示部分にどのような情報が記載されているか、あるいは、それを公開した場合に、一般的にはどのような支障が生じ得るかを、必ずしも具体的な証拠や具体的な事実に基づいてではなく、上記前提事実から経験則に基づき認定、判断するというものである。そして、かかる手法は、法における不開示情報の特質に照らしても、相当なものというべきである。

したがって、情報公開訴訟においては、当該不開示決定に係る行政文書に記録された具体的な情報の内容が明らかにされてはならないだけでなく、それが公にされた場合に生じる支障の蓋然性は、それ自体が証拠に基づいて直接的具体的に証明されることまでは要求されていないと解され、被告が不開示情報に該当するとする情報の類型的な性質を明らかにすることなどにより、そのような情報が公にされた場合、経験則上、支障が生ずるおそれがあることを判断することが可能な程度の主張立証をすれば、不開示情報該当性は肯定されるというべきである。

第3 情報公開法5条各号該当性の審理・判断の在り方

1 情報公開法5条3号該当性の審理・判断の在り方

- (1) 情報公開法5条3号は行政機関の長がした同号該当性に関する判断について広い裁量権を認めた趣旨の規定であること

情報公開法5条3号は、「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報として定めている。

ところで、「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は国際交渉上不利益を被るおそれがある情報」については、一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、開示・不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと、我が国の安全保障上又は対外関係上の将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。この種の情報については、司法審査の場においては、裁判所は、本号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）どうかを審理・判断することが

適当と考えられることから、このような規定としたところである。3号該当性の判断においては、行政機関の長は、「おそれ」を認定する前提となる事実を認定し、これを不開示情報の要件に当てはめ、これに該当すると認定(評価)することとなるが、このような認定を行うに当たっては、高度の政策的判断や将来予測としての専門的・技術的判断を伴う。裁判所では、行政機関の長の第一次的判断(認定)を尊重し、これが合理的な許容限度内であるか否かという観点から審理・判断されることになる。」とされている(以上につき、前掲詳解情報公開法62ページ、高橋滋ほか・条解行政情報関連三法315及び316ページ)。

すなわち、情報公開法5条3号は、同号該当性に関して行政機関の長がした判断について広い裁量権を認めた趣旨の規定であることから、当該行政機関の長の判断に違法があるかどうかについては、裁判所は、同号該当性に係る行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか(「相当の理由」があるか)どうかを審理の対象とし、これについて判断することになるのである。より具体的に言うと、「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ…がある情報」に該当するか否かを認定するためにした前提事実の認定、それらの認定事実に係る不開示情報の要件への当てはめ及びその充足性を判断して不開示情報に該当するとの認定(評価)をしたことについて、それらが高度の政策的判断や将来予測として行政機関の長がした専門的・技術的判断を伴う裁量権の行使によるものであることから、裁判所は、これらについての行政機関の長の第一次的判断(認定)を尊重した上で、これが合理的な許容限度内であるか否かという観点から審理・判断すべきものである。

情報公開法5条3号のおそれがあると「認める相当の理由があるとき」との文言は、在留期間の更新に関する出入国管理及び難民認定法21条3項の「法務大臣は、…在留期間の更新を認めるに足りる相当の理由があるときに限り、

これを許可することができる」との文言を参考に立法されたものであり、最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決(民集32巻7号1223ページ)は、この「在留期間の更新を認めるに足りる相当の理由がある」かどうかの判断が法務大臣の広い裁量に委ねられることを前提に、「その判断の基礎とされた重要な事実には誤認があること等により右判断が全く事実の基礎を欠くかどうか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により右判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであるかどうかについて審理し、それが認められる場合に限り、右判断が裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつたものとして違法であるとするすることができるものと解するのが相当である。」と判示している。したがって、情報公開法5条3号所定の「おそれ」があると「認める相当の理由がある」との文言についても、同判決の判示するところと同義に解すべきである。

(2) 情報公開法5条3号該当性に関する主張立証責任の在り方

裁量処分について、行政機関の長が裁量権の範囲を逸脱し、これを濫用したことについての主張立証責任は、裁量処分の違法性を主張する側がこれを負うとするのが学説上も裁判実務上もすう勢を占める見解である(南博方・高橋滋編・条解行政事件訴訟法〔第4版〕245ページ)。その論拠は、論者によって若干説明の仕方が異なるが、一般的に、「裁量処分は、裁量の行使を誤っても不当となるにとどまるのが原則であり、違法の問題を生ずるのは、裁量の範囲の逸脱又は濫用があることが認められる例外的な場合に限られるから、この例外的な場合に当たることは原告が主張立証しなければならない」と理解されている(瀧川叡一「行政訴訟の請求原因、立証責任及び判決の効力」民事訴訟法講座第五巻1447ページ、高橋利文・最高裁判所判例解説民事篇平成4年度424及び425ページ)。

この点、行政事件訴訟法30条も、「行政庁の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合に限り、裁判所は、その処分を取

り消すことができる。」と規定しており、この「裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合に限り」との文言に照らせば、同条も、処分行政庁の判断が裁量権の範囲を超えたこと又はその濫用があつたことを基礎づける事実について裁量処分の違法性をいう側（原告側）が主張立証責任を負うことを前提としていると解される（司法研修所編・改訂行政事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究165ページ）。

これを本件について見てみると、上述したように、情報公開法5条3号は、同条該当性に関して行政機関の長がした判断について広い裁量権を認めた趣旨の規定であって、「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ…がある情報」等に該当するか否かを認定するために、前提事実の認定、それらの不開示情報の要件への当てはめ及びその充足性を判断して不開示情報に該当するとの認定（評価）をするに際してそれぞれ行政機関の長がした高度の政策的判断や将来予測としての専門的・技術的判断を伴う裁量権の行使について、裁判所は、行政機関の長の第一次的判断（認定）を尊重した上で、これが合理的な許容限度内であるか否かという観点から審理・判断すべきことになるから、不開示情報該当性の判断に至る過程で行政機関の長が行った各段階における当該行政機関の長の裁量権の行使に逸脱・濫用があつたことを基礎づける具体的事実について、原告がその主張立証責任を負うものと解すべきである。なお、被告は、原告が上記の主張立証を行うために必要な限度で、行政機関の長が認定した前提事実の内容、当該認定事実の情報公開法5条3号の要件への当てはめ、その要件充足性の判断に基づく当該不開示情報に該当するとの認定（評価）の概略を明らかにする必要があるが（これが不開示部分に係る情報を明らかにしない限度にとどまることは当然である。）、このことは、上記の各事項について被告が主張立証責任を負うことを意味するものではなく、言わば立証の必要に基づくものにすぎない。

2 情報公開法5条5号該当性の審理・判断の在り方

(1) 情報公開法5条5号の趣旨

情報公開法5条5号は、「国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として定めている。

開示請求の対象となる行政文書の中には、行政機関等としての最終的な決定前の事項に関する情報が少なからず含まれることになるため、これらの情報を開示することによってその意思決定が損なわれる必要がある。もっとも、事項的に意思決定前の情報を全て不開示とすることは、政府がその諸活動を説明する責務を全うするという観点からは適当ではないため、個別具体的に、開示することによって行政機関の適正な意思決定に支障を及ぼすおそれの有無及び程度を考慮し、不開示とされる情報の範囲を画したものである（前掲詳解情報公開法71及び72ページ）。

(2) 「審議、検討又は協議に関する情報」の意義

国の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう（前掲詳解情報公開法72ページ）。

(3) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」の意義

公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそ

れがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである（前掲詳解情報公開法72及び73ページ）。

また、「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のもを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断される（前掲詳解情報公開法74ページ）。

第4 本件各文書の情報の内容

1 本件文書1の情報内容

本件文書1は、2003年の対イラク武力行使に対する我が国の対応に関する検証報告書であり、2002年初めから2003年3月の米英等による対イラク武力行使に至るまでの外務省内における検討や意思決定過程に関する検証結果をまとめたものである。同報告書は、結果的にイラクにおいて大量破壊兵器が発見されなかった現実がある中で、改めてこの期間の政策決定過程を検証し、もって教訓を学び、今後の政策立案・実施に役立てるとの観点から作成されたものであり、公開することを前提として作成されたものではない（甲第4号証の1参照）。

当該文書の作成に当たっては、外務省内から、当時の公電、調書等の多数の関係書類を集め、これらの文書を基礎に、一連の事実関係、情報収集及び分析、政策判断過程、情報発信及び広報作業等を調査し、これらの妥当性等について検討を行った。また、文書から得られる情報を補完し、より正確な事実関係を把握するため、当時の外務省内関係者へのインタビューを実施した。

2 本件文書2及び本件文書3の情報内容

本件文書2及び本件文書3は、本件文書1の案文等であり、最終版である本件文書1が作成されるに至るまでの各種草稿、本件文書1の案文に対する関係

部局等の検討に係る文書が含まれている。そのため、本件文書2及び本件文書3を公にすることによって本件文書1の内容の推察・特定が可能となるとともに、最終版の作成過程における文言の修正ぶりや付記されたコメントの内容等から、当時の情報収集・分析についての評価や今後の情報収集・分析に対する教訓を含め、対イラク武力行使の検証過程における外務省内での議論、認識、関心の重点、検証方法等が明らかとなり得るものである。

3 本件文書4の情報内容

本件文書4は、対イラク武力行使当時の外務省内における検討や政策決定過程の検証及び検証から得られた教訓について、他国との信頼関係を損なわない範囲でできる限り公表すべきとの方針に基づき、当該文書の内容を精査・抽出し作成された「報告の主なポイント」（甲第4号証の2）の作成過程で起案された各種草稿、「対イラク武力行使に関する我が国の対応」（甲第4号証の1）及び上記「報告の主なポイント」を公表するに際して検討された、対イラク武力行使に関する我が国政府の対応に関する回答案及び関係者のコメントその他関連資料が含まれている。

4 本件文書5及び本件文書6の情報内容

本件文書5及び本件文書6は、本件文書1の作成過程において作成された文書であり、具体的には、報告書の内容や構成の部分検討並びに検証方法の部内検討（人員、期間、検討文書、調査方法等）に係る文書（本件文書5）及び対イラク武力行使に関する政策決定過程に関与していた外務省内関係者に対して行われたインタビューに関する文書（本件文書6）が含まれている。

第5 今後の被告の主張方針について

現在、被告行政庁において、本件各文書について、再度、情報公開法5条各号所定の不開示情報該当性を精査・検討しているところ、本件各文書のうち不開示情報に該当しないとの判断に至った部分については、今後、変更決定を行

うなどして、開示する予定である。

したがって、被告は、上記変更決定を経た上で、改めて、本件不開示決定の適法性について主張をする予定である。

以 上